

授業科目及び単位修得制度について

今般、保護者の皆様にご子息・ご息女の成績通知書をお送りしますが、大学における授業科目及び単位修得制度は複雑ですので、以下に簡単にご説明申し上げます。

『単位とは』

大学においては所定の単位を修得しなければ卒業することができません。授業の種類によって単位の数え方が異なり、それは次の表のようになっています。

授業の種類	1 回の授業時間	1 学期の回数	単位数
講義	90分	15回	2単位
実験実習	135分	15回	1単位
演習	90分	15回	1単位

他に「卒業論文」研究があり、単位数は学科によって異なります。

これらの授業を受けた後、出席状況、試験、レポートなどをもとに成績が評価されます。単位には**共通科目**の単位と**専門科目**の単位があります。共通科目は全学で共通に受ける授業で、1・2年次に受講します。専門科目は1年次から最終学年まで受講することになります。

『卒業に必要な共通科目単位数』

卒業に必要な共通科目単位数は合計 38 単位で次の表のように受講することになっています。教養科目はさらに細かく分かれていますので、成績通知書をご覧ください。

教育科目の区分			最低履修単位数	
大区分	中区分	科目群	農学部	
共通科目	大学教育基礎科目	日本語コミュニケーション	2	
		情報処理入門	2	
		英語	2	
		コミュニケーション英語	2	
		初修外国語	4	
		保健体育科目	2	
	小計			14
	教養科目	主題教養科目	現代の社会と倫理	4
			人間と文化	4
			現代社会の課題	4
			自然と生命	4
			選択教養科目	8
	小計			24
	共通科目単位数計			38

『専門科目について』

卒業に必要な農学部専門科目の単位数は学科によって異なり、下表のようになっています。

各学科の専門科目は、「学部共通科目」（選択）、「専門基礎科目」（必修、選択）、「専門科目」（必修、選択実験・実習科目、自由選択科目）から構成されています。ただし、獣医学科は該当しません。

区 分		食料生産 科学科	生物環境 科学科	地域農業 システム学科	応用生物 科学科	獣医学科
学部共 通科目	選択科目	環境科学Ⅰ群、環境科学Ⅱ群、食料科学群、生命科学群の 各群から1科目以上、合計8単位以上				
専門基 礎科目	必修科目	1単位	18単位	3単位	30単位	
	選択科目	16単位	4単位	10単位		
専 門 科 目	必修科目	13単位	7単位	5単位	17単位	
	選択実験・ 実習科目	4単位以上		4単位以上	4単位以上	
	自由選択 科目	48単位以上	53単位以上	60単位以上	31単位以上	
必修単位合計		14単位	25単位	8単位	47単位	
選択単位合計		76単位	65単位	82単位	43単位	20単位
総合計		90単位以上	90単位以上	90単位以上	90単位以上	149単位以上

*5年以上在籍している過年度生の卒業に必要な単位数につきましては、異なる場合があります。

(参考) 上記のうち学部共通科目の内容は次の表のとおりです。(獣医学科を除く)

区 分		授業科目	単位数
			選択
学 部 共 通 科 目	環境科学 Ⅰ群	草地・草原環境保全・修復学	2
		環境農学	2
		基礎土壌学	2
	環境科学 Ⅱ群	環境政策入門	2
		農業技術論	2
		農地環境保全学	2
	食料 科学群	食品科学	2
		エコ・アニマルサイエンス概論	2
		植物生産科学概論	2
	生命 科学群	生命科学概論	2
		遺伝学	2
		環境微生物学	2

(注：授業科目は新設・廃止されることがありますので、学生の成績通知書に記載された科目と合わない科目があります。)

参考『 農学部専門科目の受講及び試験に関する内規（抜粋）』

（受験資格）

第4条 各授業科目について所定時間数の75%以上出席していなければ受験資格が得られない。受験資格のない者は、その旨授業担当教員が通知する。

- 2 各授業科目の受講に当たり、遅刻・早退のあるときはそれらの3回をあわせて1回の欠席としてみなす。
- 3 出席時間数不足の場合は、改めて受講しなければならない。

（特別欠席の取扱）

第5条 次の理由により欠席した者は、所定の特別欠席願を教務・学生支援係に提出し、欠席する授業の担当教員に特別欠席を願い出ることができる。原則として、授業担当教員は欠席の補填措置を行い、特別欠席を欠席数に加算しないものとする。

（1） 忌 引

父母及び配偶者にあつては7日、子にあつては5日、祖父母及び兄弟姉妹にあつては3日とする。

（2） 天 災

学部長が必要と認める日・時間

（3） 学校保健安全法に定める感染症に該当するとき。

医師の証明に基づく治療に必要な期間。ただし、4週間以上の長期にわたる場合を除く。

（4） 大学で主催する文化及び体育等の課外活動で、主催大学の副学長等から正式の派遣依頼があり、副学長（教育・学生担当）が認めたとき、又は大学以外の団体等が主催するもので学長が認めたとき。ただし、期間及び回数について制限する場合がある。

（5） その他やむを得ない事情と教務委員会が認めたとき。

ただし、事前に特別欠席願の提出が可能なものについては、事前提出がなされなかった場合は特別欠席を認めない。

（定期試験）

第6条 定期試験は、前学期と後学期の終わりの時期に、その学期に開講した授業科目について公示のうえ実施する。合否は、試験終了後2週間以内にweb上で発表する。

（追試験）

第7条 受験資格を有し、やむを得ない事情により定期試験を受験できなかった者は、授業担当教員が認めた場合に追試験を1回限り受けることができる。

- 2 追試験は、定期試験期間終了後3週間以内（卒業期にある学生の後学期定期試験に限っては1週間以内）に、授業担当教員が適宜実施するものとし、受験を希望する者は、追試験届を定期試験期間終了後10日以内（卒業期にある学生の後学期定期試験に限っては3日以内）に教務・学生支援係に提出しなければならない。

（再試験）

第8条 定期試験及び追試験で不合格の者は、授業担当教員に願い出て授業担当教員が認めた場合に再試験を受けることができる。

- 2 再試験は、前学期は9月下旬までに、後学期は3月上旬までに公示のうえ実施する。
- 3 再試験の合否発表は、試験終了後1週間以内にweb上で発表する。
- 4 再試験の評価は、60点を上限とし、59点以下を不合格とする。

(再受講)

第10条 再試験で不合格の者又は受験できなかった者は第2条の受講手続きを行い、再受講しなければならない。

(卒業論文に取り掛かるための要件及び単位の修得)

第11条 卒業論文に取り掛かるためには、原則として次の各条件を満たしていなければならない。また、卒業論文の単位は4年次（食料生産科学科にあつては3～4年次、獣医学科にあつては5～6年次）に修得するものとする。

- (1) 専門科目のうち、食料生産科学科は2年次までに卒業に必要な総単位数の60%以上、生物環境科学科・地域農業システム学科・応用生物科学科は3年次までに卒業に必要な総単位数の80%以上、獣医学科は4年次までの必修講義科目の80%以上を修得すること。
- (2) 専門科目のうち、3年次（食料生産科学科にあつては2年次、獣医学科にあつては4年次）までの必修実験を全部修得すること。

(単位の認定及び成績評価基準)

第12条 授業担当教員の評点をもって、所定の単位を認定する。

- 2 標準成績評価基準は、下記の標語と評点により、秀、優、良、可を合格とし、不可は不合格とする。
 - 秀 : 評点90点以上（到達目標を特に優秀な水準で達成している）
 - 優 : 評点80～89点（到達目標を優秀な水準で達成している）
 - 良 : 評点70～79点（到達目標を良好に達成している）
 - 可 : 評点60～69点（到達目標の必要最低限は達成している）
 - 不可 : 評点60点未満（到達目標の必要最低限を達成していない）

(不正行為)

第15条 不正行為をした者は、学務規則により懲戒される。

なお、併せて当該定期試験期間中に受験した試験科目の成績はすべて無効とする。